学校統合等にともなう在校生の通学先に関する配慮

学校統合や通学区域の見直しにより、通学区域が変わる地域にお住まいの在校生が、変更後も安心して学校に通えるように配慮します！

1. 通学する学校が変わる場合

Q1.学校の統合で通学区域が変わる場合・・・2p

Q2.校舎の建替えで通学区域が変わる場合・・・3p

Q3.学校が分割され、それぞれ統合される場合・・・4p

Q4.Q1～Q3 により、指定校以外の学校への通学を選択して、通学が長距離となった場合の費用負担・・・5p

2. 通学が長距離となる場合（小学校のみ）

Q5.学校の統合等で、指定校までの距離が 1.5 ㎞以上になる場合・・・6p

Q6.仮校舎へ通学する場合・・・7p

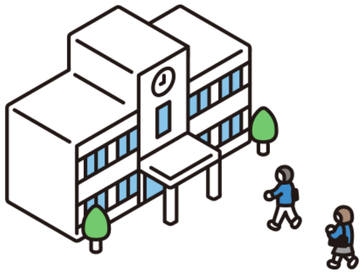

＜問い合わせ先＞
町田市教育委員会　学務課
〒194-8520
東京都町田市森野 2-2-22　町田市役所市庁舎 10 階
TEL:042-724-2176

1.　通学する学校が変わる場合

Q1.学校統合や通学区域の見直しによって通学区域が変わる場合、通う学校はどこになりますか？

A.学校統合によって、統合新設校の通学区域に変わった地域に住む在校生については、「統合新設校」と「今通っている学校」のどちらかを選べます！

A.隣接校の通学区域に変わった地域に住む在校生については、「新たな通学指定校」と「統合新設校」のどちらかを選べます！

●事例　本町田東小学校学区の山崎町（2025年度統合時）

本町田東小学校は、2025年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の場所に、<本町田地区新たな小学校>が開校します。

学校統合にともなう通学区域の見直しにより、旧本町田東小学区の山崎町は、2025年度に**七国山小学校の通学区域に変わります**。

指定校が七国山小学校となり、原則は七国山小学校に通学することになりますが、在校生は**本町田地区新たな小学校への通学を選べます。**

図中の凡例	
（赤枠）	現在の本町田東小学校の学区域
（網掛け）	学区が変更になる地域 （旧本町田東小学区の山崎町）

Q2.校舎の建替えにより通学区域が変わる場合、通う学校はどこになりますか？

A.校舎の建替えにより通学区域が変わる在校生は、「新たな通学指定校」と「今通っている学校」のどちらかを選べます！

●事例　南第一小学校学区の南町田3～5丁目（2030年度新校舎使用開始時）

南第一小学校は、2027年度から校舎の建替えをおこない、2030年度から新校舎の使用を開始します。

建替えにともなう通学区域の見直しにより、旧鶴間小学校学区の南町田3丁目～5丁目は、2030年度に**南第一小学校の学区に変更**となります。

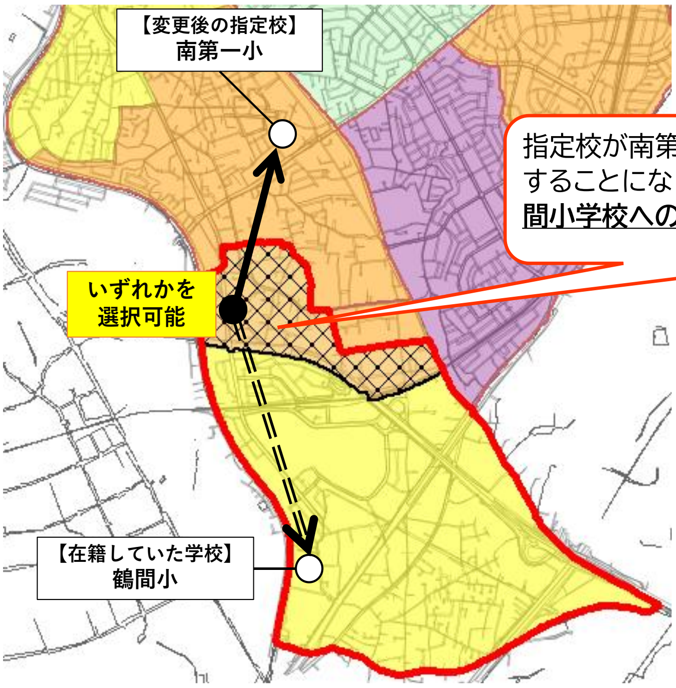

指定校が南第一小学校となり、原則は南第一小学校に通学することになりますが、在校生は、**これまで在籍していた鶴間小学校への通学を選べます。**

凡例	
（赤枠）	現在の鶴間小学校の学区
（格子）	学区が変更になる地域 （旧鶴間小学区の南町田3丁目～5丁目）

Q3.今通っている学校が分割され、それぞれが統合新設校となる場合、通う学校はどこになりますか？

A.分割される学校の在校生は、当該校の通学区域を引き継ぐ統合新設校のどちらかを選べます！

●事例　鶴川第三小学校の分割統合（2026年度分割統合時）

鶴川第三小学校は、2026年度に通学区域を分割し、鶴川第二小学校の場所に開校する＜鶴川東地区新たな小学校＞と、鶴川第四小学校の場所に開校する＜鶴川西地区新たな小学校＞に、それぞれ統合します。

旧鶴川第三小学校の在校生は、居住地によって、＜鶴川東地区新たな小学校＞と、＜鶴川西地区新たな小学校＞のどちらかが指定校になります。

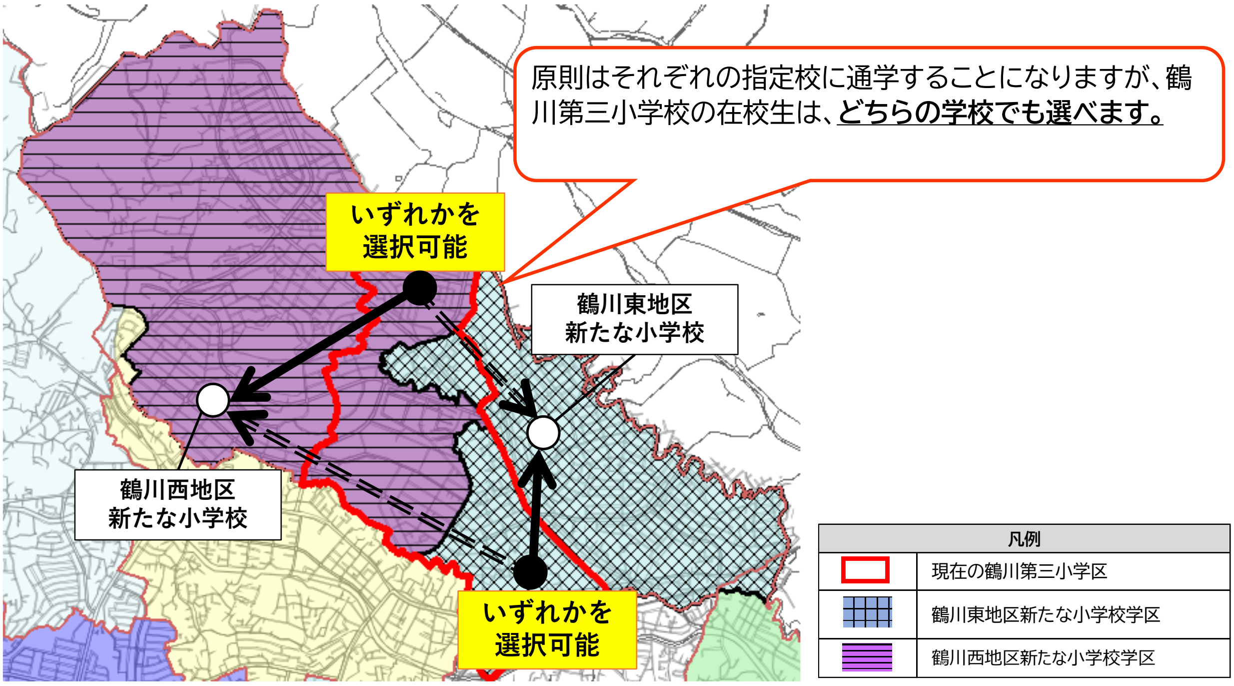

Q4.Q1～Q3により、指定校以外の学校への通学を選びました。通学が長距離になることによる費用負担に対する配慮はありますか？

A. Q1～Q3 により、指定校以外の学校への通学を選び、通学距離など、補助の条件を満たした場合は、公共交通機関を利用して通学する費用の一部を補助します！

●事例　本町田東小学校学区の山崎町（2025年度統合時）

Q1のとおり、本町田東小学校の学校統合にともない、本町田東小学区の山崎町は、**七国山小学校の通学区域**となりますが、この地域に居住する在校生については、通学する学校が変わることの配慮として**本町田地区新たな小学校への通学を選べます。**

通学費補助制度は、本来**指定校へ通学**していることが支給要件となりますが、在校生への配慮により**本町田地区新たな小学校への通学する場合も、通学距離が1.5km以上であれば、通学費補助の対象となります。**

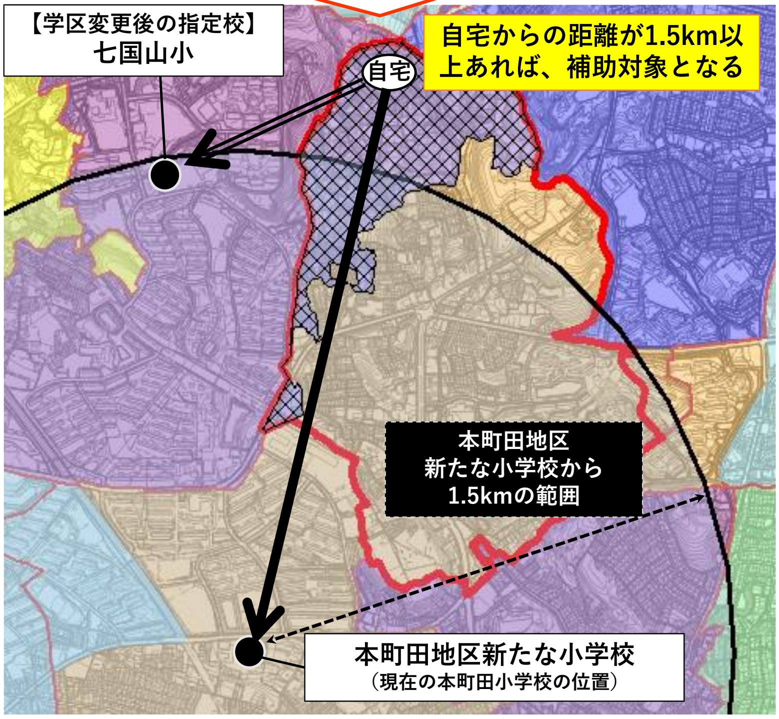

凡例	
	現在の本町田東小学区
	学区が変更になる地域

通学費の補助（通学費補助制度）についてはこちら

2.　通学が長距離となる場合（<u>小学校のみ</u>）

Q5.学校統合や通学区域の再編により、自宅から通学指定校までの距離が 1.5km 以上となる児童への配慮はありますか？

A. 在校生の児童が学校統合等により、通学指定校の位置が変わり、通学距離が 1.5km以上となった場合、隣接する通学区域の学校に受入枠があれば、その学校を選べます！

●事例　町田第三小学校学区の一部地域（2028年度新校舎使用開始時）

2028年度に、町田第三小学校が本町田地区新たな小学校に統合となるとともに、現在の本町田東小学校の位置で本町田地区新たな小学校の新校舎の使用を開始します。

学校の位置が変わることで、図中A・B付近の地域では、自宅から学校までの距離が1.5km以上となります。

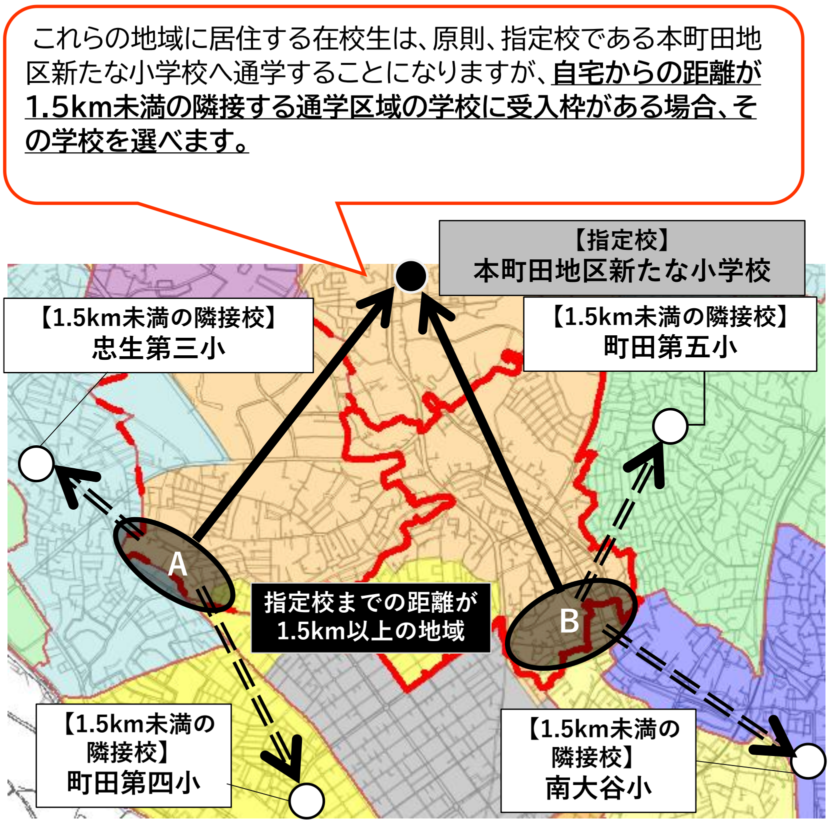

Q6.仮校舎に通学する児童への配慮はありますか？

A.仮校舎が統合前の指定校の通学区域になく、隣接する通学区域の学校に**受入枠がある場合**、その学校を選べます！また、隣接校を選択した場合でも、新校舎開校時に新校舎への通学を希望する場合は、選べます！

●事例　仮校舎移転時の本町田東小学校（2025年度校舎位置変更時）

本町田東小学校は、2025年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の場所に、<本町田地区新たな小学校>（仮校舎）が開校します。

学校統合により、2025年度から2027年度まで、旧本町田東小学区の外にある校舎へ通学することになります。
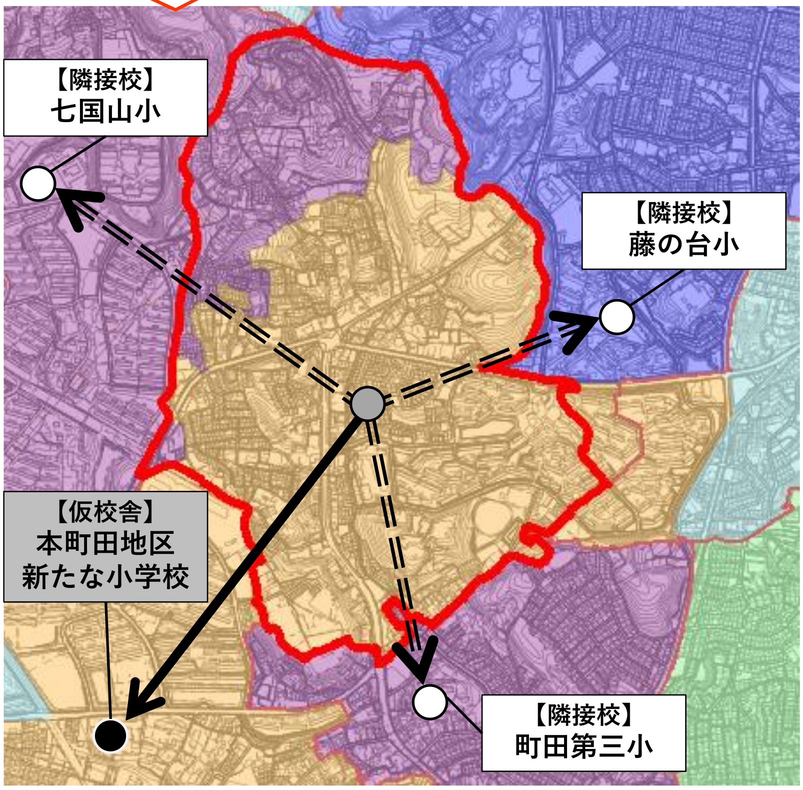
これらの地域に居住する在校生は、原則、指定校である本町田地区新たな小学校へ通学することになりますが、**隣接する通学区域の学校に受入枠がある場合、その学校を選べます。**